

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 9 月29日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社友
【届出者の住所又は所在地】	東京都新宿区西新宿六丁目25番13号フロイントビル
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 7 番12号 弁護士法人北浜法律事務所
【電話番号】	03-5219-5151(代表)
【事務連絡者氏名】	弁護士 江嶋 孝二 / 同 東目 拓也 / 同 浅沼 大貴
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社友 (東京都新宿区西新宿六丁目25番13号フロイントビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注 1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社友をいいます。

(注 2) 本書中の「対象者」とは、フロイント産業株式会社をいいます。

(注 3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致いたしません。

(注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注 5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注 6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 2 年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注 7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注 8) 本書中の記載において、日数又は日時に記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

(注 9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)又は第14条(d)及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は米国の会計基準に基づくものではありません。公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又は個人に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人若しくは個人又は当該法人の関連者(affiliate)について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

- (注11) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。
- (注12) 本書又は本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27 A 条及び米国1934年証券取引所法第21 E 条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれております。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」において明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又は関連者は、「将来に関する記述」において明示的又は黙示的に示された予測等が達成されることを保証するものではありません。本書又は本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

公開買付者は、公開買付届出書の記載事項の一部に誤記があったことに伴い、2025年7月15日付で提出した公開買付届出書の記載事項(2025年8月6日付及び2025年8月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)及び公開買付届出書の添付書類である2025年7月15日付の公開買付開始公告(2025年8月6日付及び2025年8月27日付で行いました「公開買付条件等の変更の公告」により訂正された事項を含みます。)の一部に訂正及び追加すべき事項が生じたので、これを訂正し、本書提出日である2025年9月29日から10営業日を経過した日にあたる2025年10月14日まで本公開買付けにおける買付け等の期間を延長するため、法第27条の8第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

また、買付け等の期間の延長に伴い、公開買付届出書の添付書類である融資証明書に変更がありましたので、当該添付書類である融資証明書を差し替えるものです。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

(2) 買付け等の価格

(3) 買付予定の株券等の数

5 買付け等を行った後における株券等所有割合

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

届出日以後に借入金を予定している資金

イ 金融機関

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

11 その他買付け等の条件及び方法

(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

1 株券等の所有状況

(1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計

(3) 特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)

(4) 特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)

所有株券等の数

3 当該株券等に関して締結されている重要な契約

第4 公開買付者と対象者との取引等

2 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第 1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

公開買付者は、本書提出日現在において、対象者の代表取締役である伏島巖氏が、その発行済株式の全てを所有する株式会社であり、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場に上場している対象者を非公開化し、最終的に公開買付者及び本不応募合意株主(以下に定義します。以下同じです。)のみが対象者の株主となる状態を実現することを目的とした一連の取引(以下「本取引」といいます。)を実施し、対象者が発行する普通株式(以下「対象者株式」といいます。)の取得及び保有を主たる目的として、2025年6月4日に設立され、伏島巖氏が代表取締役を務める会社です。なお、公開買付者の設立時の株主は、仲鉢也寸志氏であったところ、2025年7月11日付で公開買付者の発行済株式の全てを伏島巖氏に譲渡し、本書提出日現在、仲鉢也寸志氏は公開買付者の株式を保有しておりません。また、公開買付者の設立時の代表取締役は仲鉢也寸志氏であったところ、2025年7月11日付で同氏が代表取締役の地位を辞任し、伏島巖氏が公開買付者の代表取締役に就任しております。なお、本書提出日現在、公開買付者は、対象者株式を所有しておりませんが、伏島巖氏は対象者株式315,928株(注1)(所有割合:1.87%(注2))を所有しております。

<中略>

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年7月14日付で、カナメ・キャピタル・エルピーがインベストメント・マネージャーを務めるJapan Absolute Value Fund L.P.(所有株式数(直接又は間接的に所有する株式を含む。):1,924,400株、所有割合:11.37%)(以下「JAVF」といいます。)との間で、応募契約(以下「本応募契約(JAVF)」)といいます。)を締結し、JAVFが所有する対象者株式(以下「本応募合意株式」といいます。)について本公開買付けに応募する旨を合意しました。その後、公開買付者は、2025年7月29日に、カナメ・キャピタル・エルピーから、牧寛之氏からカナメ・キャピタル・エルピーに対して本応募合意株式を取得することについての提案がなされた旨の連絡を受け、2025年8月1日に、カナメ・キャピタル・エルピーから公開買付者に対し、牧寛之氏に対し本応募合意株式を売却するため、本応募契約(JAVF)の規定に従い、同契約を解除する旨の意向が示されました。その後、公開買付者は、2025年8月4日に牧寛之氏が提出した変更報告書において、JAVFが牧寛之氏に対し本応募合意株式を売却した事実を確認しております。なお、本書提出日現在における牧寛之氏の所有株式数は5,164,100株(所有割合:30.50%)となります。

公開買付者は、本書提出日現在において本公開買付価格(以下に定義します。)の引き上げを予定しておらず、それを前提に、牧寛之氏との間で、同氏の保有する対象者株式を対象とする応募契約を締結する方向で協議を継続しています。

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年7月14日付で、対象者の第2位株主である伏島揺光社(所有株式数:1,648,000株、所有割合:9.73%)、対象者の第4位株主であり対象者の創業者であり現相談役及び伏島巖氏の父である伏島靖豊氏(所有株式数:1,217,900株、所有割合:7.19%)、対象者の代表取締役である伏島巖氏(所有株式数:315,928株、所有割合:1.87%)及び対象者の第7位株主であり対象者の業務提携先である株式会社大川原製作所(所有株式数:673,600株、所有割合:3.98%)(以下、伏島揺光社、伏島靖豊氏、伏島巖氏及び株式会社大川原製作所を総称して、「本不応募合意株主」又は「伏島氏ら」といいます。)との間で、本不応募合意株主それぞれが所有する対象者株式の全て(合計:3,855,428株、所有割合:22.77%。以下「本不応募合意株式」といいます。)を本公開買付けに応募しない旨、及び本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会(下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に定義します。以下同じです。)において本スクイズアウト手続(以下に定義します。以下同じです。)に関連する各議案に賛成する旨を書面で合意しております。また、本スクイズアウト手続として行われる対象者株式の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)の効力発生前に公開買付者の判断に応じて、公開買付者は、本不応募合意株主との間で対象者株式についての消費貸借契約を締結して本貸株取引(以下に定義します。以下同じです。)を行う旨も書面で合意しております(これらの合意を総称して、以下「本不応募契約」といいます。)。本不応募契約の詳細につきましては、下記「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。これにより、本公開買付けが成立した場合、対象者の株主は、()下記

買付予定数の下限に相当する対象者株式7,408,300株(所有割合:43.76%)以上を所有する公開買付者、()本不応募合意株主(所有割合:22.77%)及び()本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(ただし、公開買付者及び本不応募合意株主を除きます。)となる予定です。そして、本公開買付け成立後に実施を予定している本スクイズアウト手続及びその後の本貸株取引の解消により、()公開買付者及び()本不応募合意株主のみが対象者の株主となることを予定しております。

公開買付者は、本公開買付けにおいて7,408,300株(所有割合:43.76%)を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限(7,408,300株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、本公開買付けは対象者株式を非公開化することを目的としているため、公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(7,408,300株)以上の場合は応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、買付予定数の下限(7,408,300株)は、本基準株式数(16,929,628株)に係る議決権数(169,296個)に3分の2を乗じた数(112,864個)(小数点以下を切り上げております。)より、本譲渡制限付株式のうち伏島巖氏を除く対象者取締役が所有している株式数(合計22,803株、所有割合:0.13%)に係る議決権数の合計(227個)(注4)及び本不応募合意株主が所有する本不応募合意株式に係る議決権数の合計(38,554個)を控除した議決権数(74,083個)に、対象者の単元株式数である100株を乗じた株式数以上であり、かつ、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)に相当する数を上回る買付予定数の下限の設定」のマジョリティ・オブ・マイノリティの条件を満たす数としております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、本取引においては対象者株式を非公開化することを目的としているところ、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本株式併合の手続を実施する際には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされていることを踏まえ、本取引を確実に実施できるように設定したものです。なお、本不応募合意株式については、本不応募合意株主との間で本公開買付けに応募しない旨及び本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会において本スクイズアウト手続に関連する各議案に賛成する旨の合意が成立しているため、上記の議決権数の算定において控除されています。

<中略>

その後、公開買付者は、2025年7月15日から本公開買付けを開始しましたが、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による応募状況及び今後の応募の見通しを考慮して、慎重に検討した結果、対象者の株主の皆様には本公開買付けに対する応募について更なる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年8月27日、本公開買付けにおける買付等の期間(以下「本公開買付期間」といいます。)を2025年9月30日まで延長(以下「本公開買付期間延長」といいます。)し、合計52営業日とすることを決定いたしました。なお、本書提出日現在、公開買付者において、本公開買付価格を引き上げる予定はございません。

<後略>

(訂正後)

公開買付者は、本書提出日現在において、対象者の代表取締役である伏島巖氏が、その発行済株式の全てを所有する株式会社であり、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場に上場している対象者を非公開化し、最終的に公開買付者及び本不応募合意株主(以下に定義します。以下同じです。)のみが対象者の株主となる状態を実現することを目的とした一連の取引(以下「本取引」といいます。)を実施し、対象者が発行する普通株式(以下「対象者株式」といいます。)の取得及び保有を主たる目的として、2025年6月4日に設立され、伏島巖氏が代表取締役を務める会社です。なお、公開買付者の設立時の株主は、仲鉢也寸志氏であったところ、2025年7月11日付で公開買付者の発行済株式の全てを伏島巖氏に譲渡し、本書提出日現在、仲鉢也寸志氏は公開買付者の株式を保有しておりません。また、公開買付者の設立時の代表取締役は仲鉢也寸志氏であったところ、2025年7月11日付で同氏が代表取締役の地位を辞任し、伏島巖氏が公開買付者の代表取締役に就任しております。なお、本書提出日現在、公開買付者は、対象者株式を所有しておりませんが、伏島巖氏は対象者株式316,028株(注1)(所有割合:1.87%(注2))を所有しております。

<中略>

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年7月14日付で、カナメ・キャピタル・エルピーがインベストメント・マネージャーを務めるJapan Absolute Value Fund L.P.(所有株式数(直接又は間接的に所有する株式を含む。):1,924,400株、所有割合:11.37%)(以下「JAVF」といいます。)との間で、応募契約(以下「本応募契約(JAVF)」)といいます。)を締結し、JAVFが所有する対象者株式(以下「本応募合意株式」といいます。)について本公開買付けに応募する旨を合意しました。その後、公開買付者は、2025年7月29日に、カナメ・キャピタル・エルピーから、牧寛之氏からカナメ・キャピタル・エルピーに対して本応募合意株式を取得することについての提案がなされた旨の連絡を受け、2025年8月1日に、カナメ・キャピタル・エルピーから公開買付者に対し、牧寛之氏に対し本応募合意株式を売却するため、本応募契約(JAVF)の規定に従い、同契約を解除する旨の意向が示されました。その後、公開買付者は、2025年8月4日に牧寛之氏が提出した変更報告書において、JAVFが牧寛之氏に対し本応募合意株式を売却した事実を確認しております。なお、本書提出日現在における牧寛之氏の所有株式数は5,164,100株(所有割合:30.50%)となります。

公開買付者は、本書提出日現在において本公開買付価格(以下に定義します。)の引き上げを予定しておらず、それを前提に、牧寛之氏との間で、同氏の保有する対象者株式を対象とする応募契約を締結する方向で協議を継続しており、2025年9月29日現在においても引き続き協議中となります。

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年7月14日付で、対象者の第2位株主である伏島揺光社(所有株式数:1,648,000株、所有割合:9.73%)、対象者の第4位株主であり対象者の創業者であり現相談役及び伏島巖氏の父である伏島靖豊氏(所有株式数:1,217,900株、所有割合:7.19%)、対象者の代表取締役である伏島巖氏(所有株式数:316,028株、所有割合:1.87%)及び対象者の第7位株主であり対象者の業務提携先である株式会社大川原製作所(所有株式数:673,600株、所有割合:3.98%)(以下、伏島揺光社、伏島靖豊氏、伏島巖氏及び株式会社大川原製作所を総称して、「本不応募合意株主」又は「伏島氏ら」といいます。)との間で、本不応募合意株主それぞれが所有する対象者株式の全て(合計:3,855,528株、所有割合:22.77%。以下「本不応募合意株式」といいます。)を本公開買付けに応募しない旨、及び本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会(下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に定義します。以下同じです。)において本スクイズアウト手続(以下に定義します。以下同じです。)に関連する各議案に賛成する旨を書面で合意しております。また、本スクイズアウト手続として行われる対象者株式の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)の効力発生前に公開買付者の判断に応じて、公開買付者は、本不応募合意株主との間で対象者株式についての消費貸借契約を締結して本貸株取引(以下に定義します。以下同じです。)を行う旨も書面で合意しております(これらの合意を総称して、以下「本不応募契約」といいます。)。本不応募契約の詳細につきましては、下記「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。これにより、本公開買付けが成立した場合、対象者の株主は、()下記買付予定数の下限に相当する対象者株式7,408,200株(所有割合:43.76%)以上を所有する公開買付者、()本不応募合意株主(所有割合:22.77%)及び()本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(ただし、公開買付者及び本不応募合意株主を除きます。)となる予定です。そして、本公開買付け成立後に実施を予定している本スクイズアウト手続及びその後の本貸株取引の解消により、()公開買付者及び()本不応募合意株主のみが対象者の株主となることを予定しております。

公開買付者は、本公開買付けにおいて7,408,200株(所有割合：43.76%)を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限(7,408,200株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、本公開買付けは対象者株式を非公開化することを目的としているため、公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(7,408,200株)以上の場合は応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、買付予定数の下限(7,408,200株)は、本基準株式数(16,929,628株)に係る議決権数(169,296個)に3分の2を乗じた数(112,864個)(小数点以下を切り上げしております。)より、本譲渡制限付株式のうち伏島巖氏を除く対象者取締役が所有している株式数(合計22,803株、所有割合：0.13%)に係る議決権数の合計(227個)(注4)及び本不応募合意株主が所有する本不応募合意株式に係る議決権数の合計(38,555個)を控除した議決権数(74,082個)に、対象者の単元株式数である100株を乗じた株式数以上であり、かつ、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)に相当する数を上回る買付予定数の下限の設定」のマジョリティ・オブ・マイノリティの条件を満たす数としております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、本取引においては対象者株式を非公開化することを目的としているところ、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本株式併合の手続を実施する際には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされていることを踏まえ、本取引を確実に実施できるように設定したものです。なお、本不応募合意株式については、本不応募合意株主との間で本公開買付けに応募しない旨及び本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会において本スクイズアウト手続に関連する各議案に賛成する旨の合意が成立しているため、上記の議決権数の算定において控除されています。

<中略>

その後、公開買付者は、2025年7月15日から本公開買付けを開始しましたが、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による応募状況及び今後の応募の見通しを考慮して、慎重に検討した結果、対象者の株主の皆様には本公開買付けに対する応募について更なる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年8月27日、本公開買付けにおける買付等の期間(以下「本公開買付期間」といいます。)を2025年9月30日まで延長(以下「本公開買付期間延長」といいます。)し、合計52営業日とすることを決定いたしました。

さらに、公開買付者は、2025年9月29日、本公開買付期間を2025年10月14日まで延長し、合計61営業日とすることを決定いたしました。

なお、本書提出日現在、公開買付者において、本公開買付価格を引き上げる予定はございません。

<後略>

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2025年7月15日(火曜日)から2025年9月30日(火曜日)まで(52営業日)
公告日	2025年7月15日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2025年7月15日(火曜日)から2025年10月14日(火曜日)まで(61営業日)
公告日	2025年7月15日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(2) 【買付け等の価格】

(訂正前)

算定の経緯	<前略> (本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置) <中略> マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)に相当する数を上回る買付予定数の下限の設定 本公開買付けにおける買付予定数の下限は、本基準株式数から、本応募合意株式3,855,428株を控除した株式数の過半数に相当する株式数(6,537,101株)以上となります。すなわち、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の過半数の賛同を得られない場合には本公開買付けは成立せず、対象者の少数株主の皆様を重視した設定となっており、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の条件を満たしております。 <後略>
-------	---

(訂正後)

算定の経緯	<前略> (本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置) <中略> マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)に相当する数を上回る買付予定数の下限の設定 本公開買付けにおける買付予定数の下限は、本基準株式数から、本応募合意株式3,855,528株を控除した株式数の過半数に相当する株式数(6,537,051株)以上となります。すなわち、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の過半数の賛同を得られない場合には本公開買付けは成立せず、対象者の少数株主の皆様を重視した設定となっており、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の条件を満たしております。 <後略>
-------	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

(訂正前)

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	13,074,200(株)	7,408,300(株)	—(株)
合計	13,074,200(株)	7,408,300(株)	—(株)

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(7,408,300株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(7,408,300株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数(13,074,200株)を記載しております。なお、当該最大数は、本基準株式数(16,929,628株)から、本不応募合意株式の数(3,855,428株)を控除した株式数です。

(訂正後)

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	13,074,100(株)	7,408,200(株)	—(株)
合計	13,074,100(株)	7,408,200(株)	—(株)

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(7,408,200株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(7,408,200株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数(13,074,100株)を記載しております。なお、当該最大数は、本基準株式数(16,929,628株)から、本不応募合意株式の数(3,855,528株)を控除した株式数です。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

(訂正前)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	130,742
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2025年7月15日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年7月15日現在)(個)(g)	38,554
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2025年2月28日現在)(個)(j)	169,061
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	77.23
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(13,074,200株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年7月15日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。ただし、本公開買付けにおいては、特別関係者の所有する株券等(ただし、本不応募合意株式を除きます。)についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年7月15日現在)(個)(g)」(ただし、本不応募合意株式に係る議決権の数(38,554個)は除きます。)を分子に加算しておりません。なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2025年2月28日現在)(個)(j)」は、対象者が2025年5月28日に提出した2025年2月期有価証券報告書に記載された2025年2月28日現在の総株主等の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数(16,929,628株)に係る議決権数(169,296個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(訂正後)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	130,741
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2025年7月15日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年7月15日現在)(個)(g)	38,555
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2025年2月28日現在)(個)(j)	169,061
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	77.23
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(13,074,100株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年7月15日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。ただし、本公開買付けにおいては、特別関係者の所有する株券等(ただし、本不応募合意株式を除きます。)についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年7月15日現在)(個)(g)」(ただし、本不応募合意株式に係る議決権の数(38,555個)は除きます。)を分子に加算しておりません。なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2025年2月28日現在)(個)(j)」は、対象者が2025年5月28日に提出した2025年2月期有価証券報告書に記載された2025年2月28日現在の総株主等の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数(16,929,628株)に係る議決権数(169,296個)を分母として計算しております。
- (注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	14,185,507,000
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(円)(b)	130,000,000
その他(円)(c)	10,000,000
合計(円)(a) + (b) + (c)	14,325,507,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(13,074,200株)に、本公開買付価格(1,085円)を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(円)(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれていません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(訂正後)

買付代金(円)(a)	14,185,398,500
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(円)(b)	130,000,000
その他(円)(c)	10,000,000
合計(円)(a) + (b) + (c)	14,325,398,500

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(13,074,100株)に、本公開買付価格(1,085円)を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(円)(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれていません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

(訂正前)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	銀行	三井住友銀行 (東京都千代田区丸の内 一丁目1番2号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) (1)ブリッジローン 弁済期:2026年2月27日 金利:短期プライムレート 担保:無担保 (2)ブリッジローン 弁済期:2026年2月27日 金利:貸付人が短期金融市場等において調達可能な金利にスプレッドを加算した利率 担保:無担保 (3)ブリッジローン 弁済期:2026年2月27日 金利:貸付人が短期金融市場等において調達可能な金利にスプレッドを加算した利率 担保:無担保	(1)ブリッジローン 2,700,000 (2)ブリッジローン 11,200,000 (3)ブリッジローン 1,500,000
計(b)				15,400,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、三井住友銀行から、15,400,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年8月27日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である融資証明書記載のものが定められる予定であり、本書提出日現在において、その充足が困難と考えられるものはございません。上記金額には、本取引に要する資金及び本取引に付随する諸経費に充てることができる資金が含まれています。

(訂正後)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	銀行	三井住友銀行 (東京都千代田区丸の内 一丁目1番2号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) (1)ブリッジローン 弁済期:2026年2月27日 金利:短期プライムレート 担保:無担保 (2)ブリッジローン 弁済期:2026年2月27日 金利:貸付人が短期金融市場等において調達可能な金利にスプレッドを加算した利率 担保:無担保 (3)ブリッジローン 弁済期:2026年2月27日 金利:貸付人が短期金融市場等において調達可能な金利にスプレッドを加算した利率 担保:無担保	(1)ブリッジローン 2,700,000 (2)ブリッジローン 11,200,000 (3)ブリッジローン 1,500,000
計(b)				15,400,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、三井住友銀行から、15,400,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年9月29日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である融資証明書記載のものが定められる予定であり、本書提出日現在において、その充足が困難と考えられるものはございません。上記金額には、本取引に要する資金及び本取引に付随する諸経費に充てることができる資金が含まれています。

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2025年10月7日(火曜日)

(訂正後)

2025年10月21日(火曜日)

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

(訂正前)

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(7,408,300株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(7,408,300株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(訂正後)

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(7,408,200株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(7,408,200株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

(2025年7月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	38,554(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	38,554	—	—
所有株券等の合計数	38,554	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、譲渡制限付株式報酬として付与された対象者株式26,128株に係る議決権の数261個が含まれております。

(訂正後)

(2025年7月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	38,555(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	38,555	—	—
所有株券等の合計数	38,555	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、譲渡制限付株式報酬として付与された対象者株式26,128株に係る議決権の数261個が含まれております。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(訂正前)

(2025年7月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	38,554(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	38,554	—	—
所有株券等の合計数	38,554	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、譲渡制限付株式報酬として付与された対象者株式26,128株に係る議決権の数261個が含まれております。

(訂正後)

(2025年7月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	38,555(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	38,555	—	—
所有株券等の合計数	38,555	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、譲渡制限付株式報酬として付与された対象者株式26,128株に係る議決権の数261個が含まれております。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【所有株券等の数】

(訂正前)

伏島 巖

(2025年7月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	3,159(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	3,159	—	—
所有株券等の合計数	3,159	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、譲渡制限付株式報酬として付与された対象者株式26,128株に係る議決権の数261個が含まれております。

(訂正後)

伏島 巖

(2025年7月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	3,160(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	3,160	—	—
所有株券等の合計数	3,160	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、譲渡制限付株式報酬として付与された対象者株式26,128株に係る議決権の数261個が含まれております。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

(訂正前)

公開買付者は、対象者の第2位株主である伏島揺光社(所有株式数：1,648,000株、所有割合：9.73%)、対象者の第4位株主である伏島靖豊氏(所有株式数：1,217,900株、所有割合：7.19%)、伏島巖氏(所有株式数：315,928株、所有割合：1.87%)及び株式会社大川原製作所(所有株式数：673,600株、所有割合：3.98%)との間で、2025年7月14日付で、本不応募合意株主それぞれが所有する対象者株式の全て(合計：3,855,428株、所有割合：22.77%)を本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

(訂正後)

公開買付者は、対象者の第2位株主である伏島揺光社(所有株式数：1,648,000株、所有割合：9.73%)、対象者の第4位株主である伏島靖豊氏(所有株式数：1,217,900株、所有割合：7.19%)、伏島巖氏(所有株式数：316,028株、所有割合：1.87%)及び株式会社大川原製作所(所有株式数：673,600株、所有割合：3.98%)との間で、2025年7月14日付で、本不応募合意株主それぞれが所有する対象者株式の全て(合計：3,855,528株、所有割合：22.77%)を本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

(訂正前)

公開買付者は、対象者の代表取締役である伏島巖氏(所有株式数：315,928株、所有割合：1.87%)との間で、2025年7月14日付で本不応募契約を締結しております。本不応募契約の詳細につきましては、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

(訂正後)

公開買付者は、対象者の代表取締役である伏島巖氏(所有株式数：316,028株、所有割合：1.87%)との間で、2025年7月14日付で本不応募契約を締結しております。本不応募契約の詳細につきましては、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

公開買付届出書の添付書類

(1) 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったため、2025年9月29日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2025年7月15日付け「公開買付開始公告」(2025年8月6日付及び2025年8月27日付で行いました「公開買付条件等の変更の公告」により訂正された事項を含みます。)の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。

(2) 融資証明書

公開買付者が本公開買付期間の延長を行ったことに伴い、公開買付者が三井住友銀行より取得した融資証明書に変更がありましたので、添付の融資証明書と差し替えます。